

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、地方税法第20条の2及び横浜市市税条例第10条の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所税務課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 9 月 1 5 日

横浜市瀬谷区長 山岸 秀之



送達を受けるべき者の氏名又は名称	坪 和雄 他19名
送 達 す る 書 類	令和8年度 市民税・県民税・森林環境税 督促状 (現年度 第1期分)
	令和8年度 固定資産税・都市計画税 督促状 (現年度 第2期分)
(注意)	
地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。	

公示日：令和8年9月15日

地方税法第329条

作成日：令和8年9月15日

公示日：令和8年9月15日

固定資産税・都市計画税

地方税法第371条

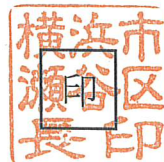
[illegible]

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地にない）ので、地方税法第20条の2及び横浜市市税条例第10条の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所税務課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年9月15日

横浜市瀬谷区長 山岸 秀之



送達を受けるべき者の氏名又は名称	野沢 公昭
送達する書類	差押調書（謄本）
（注意） 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。	

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、地方税法第20条の2及び横浜市市税条例第10条の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所税務課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年9月15日

横浜市瀬谷区長 山岸 秀之



送達を受けるべき者の氏名又は名称	BASNET CHANDRA SINGH
送達する書類	差押調書（謄本）
（注意） 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。	